

## 新エネルギー推進に係る技術開発支援事業助成金交付要綱

(制定) 令和4年12月12日付4都環公地温第2296号

(改正) 令和5年6月14日付5都環公地温第1073号

(改正) 令和6年5月20日付6都環公地温第1282号

(改正) 令和7年6月13日付7都環公地温第2149号

### (通則)

第1条 新エネルギー推進に係る技術開発支援事業助成金（以下「本助成金」という。）の交付については、本要綱の定めるところによる。

### (助成金の交付目的)

第2条 本助成金は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が、新エネルギー推進に係る技術開発支援事業実施要綱（令和4年10月26日付4産労産新第177号）の規定する事業の実施を通じ、東京で活動する複数の企業からなるグループが行う新エネルギー及び当該エネルギーの利活用促進に資するシステム・製品・サービスに係る調査研究・技術開発・実証・実装・普及までの取組に要する経費の一部を助成することにより、東京の脱炭素化を推進するとともに、東京の産業振興と、更なる経済成長の礎である安定的で、経済合理性のあるエネルギーシステムのより一層の確立に寄与することを目的とする。

### (定義)

第3条 本要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 「新エネルギー」とは、第2条の交付目的に合致し、社会へ普及することが期待されるエネルギーをいう。
- 2 「助成事業」とは、本助成金の交付決定を受けた事業をいう。
- 3 「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。
- 4 「大企業」とは、前号の規模を超える者とする。
- 5 「財産」とは、設備、研究開発物（試作品）及びその他成果物の総称をいう。
- 6 「設備」とは、助成事業により取得又は効用を増加した機械装置、工具器具その他備品をいう。
- 7 「知的財産権」とは、産業財産権を受ける権利、産業財産権、著作権、及び発明等をいう。
  - (1) 「産業財産権」とは、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権及び育成者権並びに外国における上記各権利に相当する権利をいう。
  - (2) 「著作権」とは、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定するすべての権利並びに外国における上記権利に相当する権利をいう。
  - (3) 「発明等」とは、次に掲げるものをいう。
    - ア 特許法（昭和34年法律第121号）第2条に規定する発明
    - イ 実用新案法（昭和34年法律第123号）第2条に規定する考案
    - ウ 意匠法（昭和34年法律第125号）第2条に規定する意匠の創作
    - エ 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第2条に規定する回路配置の創作
    - オ 種苗法（平成10年法律第83号）第2条に規定する植物体の品種の育成

- カ 著作物の創作
- キ ノウハウの案出

(代表企業の役割)

### 第3条の2 削除

(助成対象事業)

第4条 本助成金の助成対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、新エネルギー及び当該エネルギーの利活用促進に資するシステム・製品・サービスに係る調査研究・技術開発・実証・実装・普及に向けたもので、第2条に示す本助成金の交付目的に合致し、本助成金の助成対象となりうる取組のことをいう。なお、調査研究から普及に至る段階のうち、一部の段階のみを行う取組を助成対象事業とすることを妨げない。

(助成対象事業者)

第5条 本助成金の助成対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、原則として、アからカまで及び別紙1の要件をすべて満たす複数の企業の集合体（以下「共同企業体」という。）のことをいう。

ア 共同企業体には、東京都内で実質的に事業を行う大企業（以下「都内大企業」という。）の構成企業を1者以上含むものとする。

イ 共同企業体には、東京都内で実質的に事業を行う中小企業者（以下「都内中小企業」という。）を1者以上含むものとする。

ウ イにいう都内中小企業は、構成企業の大企業といわゆるグループ企業（会社法の規定する親会社、子会社、関連会社）の関係にない者であること。

エ イにいう都内中小企業の共同企業体への参加は、第4条に示す段階のうち、実装に至るまでの段階であることを妨げない。

オ 共同企業体を構成する企業のうち、構成企業の1者を本条第4号に規定する代表企業としなければならない。

カ 助成対象事業において特に重要な役割を担う者については、本条第2号に規定する構成企業又は本条第3号に規定する協力企業に加えなければならない。

(2) 「構成企業」とは、共同企業体を構成する企業のうち、原則として公社から直接、本助成金による助成を受け、第8条に規定する事業目標の達成に向けた責を負う者をいう。助成事業の成果として取得する第3条に定める財産及び知的財産権は、構成企業に帰属させるとともに、公社から本助成金の交付を受ける時点において、東京都内で実質的に事業を行っている者であるものとするを原則とする。

(3) 「協力企業」とは、共同企業体を構成する企業のうち、助成事業の実施において必要な技術を保有する又は商流において重要な役割を担う者のうち、公社から直接、本助成金による助成を受けない者をいう。

(4) 「代表企業」とは、構成企業のうち、助成対象事業者及び助成事業の全体を統括し、中核となって助成事業を実施・牽引する都内大企業又は都内中小企業をいう。

(助成対象経費)

第6条 本助成金の助成対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業の実施に要する経費のうち、別紙2に定めるものとする。

(助成金の交付額)

第7条 本助成金の助成対象経費に対する助成金額は、次のとおりとする。

- (1) 助成率  
助成対象経費の3分の2以内
- (2) 助成限度額  
最大30億円
- (3) 助成対象となる事業規模  
助成対象事業の交付申請時に計画する助成対象経費のほか、消費税等の助成対象外経費を加えた、第8条に規定する助成期間中における助成事業の実施に要する総額（以下「総事業費」という。）が10億円以上の取組を助成対象事業とする。

（助成の期間）

第8条 本助成金の助成事業とその後に関する期間は、次のとおりとする。

- (1) 「助成期間」とは、本助成金の交付決定の日から5年以内で、本助成金の交付申請時に申請者が設定した、公社から助成対象経費について助成金が支払われる期間のことをいう。助成期間は、公社の別に定める期間に区切られ、それぞれの期間を「期」とする。
- (2) 「報告期間」とは、助成期間完了の翌年度からの5年間をいう。
- (3) 「社会実装計画期間」とは、助成期間と報告期間をあわせた期間のことをいう。
- (4) 「事業目標」とは、社会実装計画期間中に達成すべき構成企業全体の共通目標をいう。

（交付決定の取消等）

第8条の2 削除

（助成金の交付申請）

第9条 公社は、以下により助成金の交付申請を受け付けるものとする。

- (1) 公募
  - (2) その他、公社が特に必要と認めたとき
- 2 助成金の交付を申請しようとする助成対象事業者（以下「交付申請者」という。）の代表企業は、助成対象事業（本助成金の交付決定後は助成事業）を実施するための体制を整えるとともに、公社が別に定める期日までに、助成金交付申請書（様式第1号）等（以下「申請書等」という。）を公社に提出するものとする。

（助成金の交付決定前審査）

第10条 公社は、交付申請書を受理した場合は、当該交付申請書の内容について確認の上、別に定める審査要領（以下「審査要領」という。）に基づき、助成金の交付対象として選定するための審査を実施する。

（助成金の交付決定）

第11条 公社は、審査要領に基づき実施した審査の結果、助成金の交付が適切と認められるものについて、本助成金の助成上限額の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行う。

- 2 公社は、助成事業者に対する前項の決定において、交付する場合には、助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。
- 3 公社は、前項の交付決定を行うに際し、交付申請者と必要に応じて助成対象事業の内容、その他に関して協議や指導を行い、また条件を付することができるものとする。

（事業中止の申請）

## 第11条の2 削除

### (申請の撤回)

第12条 前条第2項の交付決定の通知を受けた交付申請者（以下「助成事業者」という。）は、第11条第1項の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があり、助成金の交付の申請を撤回するときは、同条第2項の助成金交付決定通知書を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届（様式第3号）を公社に提出しなければならない。

2 公社は、前項の届出書の提出があった場合、都へ報告するものとする。

3 前二項の規定は、第11条第2項の助成金交付決定通知書を受領する前に交付申請を取下げの場合においても準用する。

### (助成事業者の名称等の変更)

第13条 助成事業者は、社会実装計画期間中に助成事業者の構成企業及び協力企業の商号又は屋号、本店及び東京都にある支店の所在地、並びに代表者等について変更があったときは、変更届（様式第4号）の提出により速やかに公社に報告しなければならない。

### (助成事業者の構成の変更)

第14条 助成事業者が、助成期間中に構成企業及び協力企業の構成を変更しようとするとき、又は報告期間中に構成企業の構成を変更しようとするときは、別に定めのある場合を除き、共同企業体変更届（様式第5号）の提出により速やかに公社に報告し、事後の対応について公社の指示に従うものとする。

2 前項にいう助成事業者の構成の変更とは、次のいずれかに該当するものを指す。

(1) 助成事業者に新たな構成企業又は協力企業を追加するとき

(2) 助成事業者から構成企業又は協力企業を除くとき

(3) 構成企業又は協力企業の支配株主の変更、他社との吸収合併・新設合併、会社分割、事業譲渡、株式交換・株式移転等により、当該構成企業の組織形態や事業継続に重大な変更が生じるとき

(4) 構成企業又は協力企業が事業の全部又は一部を他の法人に権利義務の承継を伴う包括承継・個別承継等を行おうとするとき

(5) 構成企業又は協力企業が法人の解散、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他これらに類する状態に陥ったとき

3 公社は、前二項に示す助成事業者の構成の変更が行われるとき、助成事業の適切な継続や、本助成金によって取得した財産及び知的財産権の保全を図るため、助成事業者に対し必要な措置を指示することができる。

### (助成事業の変更)

第15条 代表企業は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ変更承認申請書（様式第6号）を公社に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(1) 助成事業について、事業目標の変更等、その内容に著しい変更が生じるとき

(2) 交付決定通知書に記載された助成予定額（以下「助成予定額」という。）について、助成予定額の経費項目ごとの内訳の配分を、公社が指定する割合を超えて変更しようとするとき

(3) 公社が決定した助成対象経費の総額を増額する変更を行おうとするとき（ただし、助成予定額の増額を求めない場合はこの限りではない。）

- 2 公社は、前項の規定による申請を受け、その内容が本助成金の交付目的に対して妥当であるかについて東京都と協議の上、妥当であると認めた場合、当該申請に係る変更を承認するものとする。
- 3 公社は、前項の規定による承認をしたときは、その旨を助成事業計画変更申請承認通知書（様式第7号）により、代表企業へ通知する。
- 4 公社は、前項の承認をするにあたり、必要に応じて条件を付す、又は申請内容を変更して承認する場合がある。

（助成事業遅延等の報告）

- 第16条 代表企業は、助成事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は事業目標の達成が困難となったときは、速やかに遅延（事故）報告書（様式第8号）を公社に提出する。助成事業者は、事後の対応について公社の指示に従うものとする。
- 2 代表企業は、助成事業に重大な影響を与えうる事象が生じたとき、又は生じる恐れが生じたときは、公社に速やかに報告を行う。助成事業者は、事後の対応について公社の指示に従うものとする。

（助成事業の中止）

- 第17条 代表企業は、助成期間中にやむを得ない理由により助成事業の全部を中止しようとするときは、速やかに中止（廃止）承認申請書（様式第9号）を公社に提出しなければならない。なお助成事業者は、助成事業中止後の対応について公社の指示に従うものとする。

（助成事業の報告）

- 第18条 代表企業は、助成期間の最終期を除く各期の終了時に、助成事業の遂行状況について、遂行状況報告書（様式第10号）を公社の別に定める期日までに公社に提出しなければならない。
- 2 代表企業は、助成期間が終了したときは、助成事業実績報告書（様式第11号）を公社の別に定める期日までに公社に提出しなければならない。
  - 3 前項の報告書には、助成事業に基づいて獲得した知的財産権について、助成期間中に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、その旨を記載しなければならない。

（助成事業の検査等）

- 第19条 公社は、第18条第1項に規定する進捗報告書及び同条第2項に規定する実績報告書を受領したときは、関係する証憑類と共に必要に応じて現地調査等を行い、事業の進捗、事業目標の達成状況、支出した経費の妥当性、事業の成果物及び中間成果物の製作状況及び関連する設備の運転状況等を含めて、その内容を検査及び確認を行う。
- 2 公社は、助成事業の適正な実施のため必要があると認めたときは、前項に基づく現地調査等のほか、助成事業に係る取引先（請負先、委託先及びそれ以下の請負先、委託先も含む。）に対して、現地調査等を行うことができるものとし、助成事業者は、当該調査の実施に必要な措置を講じるものとする。
  - 3 前項の検査等を行うにあたり、公社は、必要に応じて助成事業者に対して参考となるべき報告及び資料の提出を求めることができる。助成事業者は、助成事業に係る帳票類について適切に整理するとともに、社会実装計画期間の間保管しなければならない。
  - 4 公社は、検査等のため、必要に応じて助成事業者の管理する施設等に立入り、帳簿の調査や物件の確認、その他関係者への質問等を行うことができる。同条第1項の検査等のための調査等を行う場合、助成事業者は、公社に協力しなければならない。
  - 5 公社は、検査等を行うにあたり、第三者を指定してその意見を求め、又は施設等への立入りに立

ち合いを求める場合においては、事前に助成事業者へその旨を通知するとともに、公社が指定する第三者にも公社と同様の守秘義務を課すものとする。

- 6 助成事業者は、公社から求められた場合、関係した取引先等に対し公社の検査等において参考となる報告や資料の提出について協力を求めなければならない。

#### (助成金額の確定)

第20条 公社は、第18条に規定する報告書の提出を代表企業から受領し、第19条に規定する検査・確認を経て、その内容等が適正であると認めたときは、交付可能な助成金の額の範囲内で構成企業へ拠出する助成金の額を確定し、助成金確定通知書（様式第12号）により、代表企業に確定した助成金の額を通知する。

- 2 前項の規定により確定する助成金の額は、交付決定額（第15条の規定により交付決定額の変更が承認された場合においては、当該変更後の額）とのいずれか低い額とする。

#### (確定した助成金の交付)

第21条 構成企業は、前条第1項に示す助成金確定通知書を受領したときは、助成金請求書（様式第13号）を公社に提出するものとする。

- 2 公社は、助成金請求書を受領したときは、公社の別に定める期日において、構成企業に助成金を交付する。助成金は、原則として、公社から代表企業に交付するものとする。
- 3 助成金を交付された助成事業者は、公社から助成金の交付を受けた後、遅滞なく助成事業者内における助成金の分配を完了させるとともに、速やかに構成企業別助成金分配表（様式第14号）を公社に提出するものとする。

#### (中間審査)

第22条 公社は、助成事業の進捗状況等を考慮し、助成事業への支援の継続の可否や改善等について交付決定後に追加で審査等を行うことができる。

- 2 公社は、審査の結果として、次条に規定する遂行命令、改善要求、事業の停止及び交付決定の取消しを行うことができる。

#### (助成事業の改善命令)

第23条 公社は、助成事業の内容が、交付決定の内容又はこれに付した条件等に従って遂行されていないと認める場合は、助成事業者に対し、交付決定の内容又はこれに付した条件等に従って助成事業を遂行するよう命じることができる。

- 2 公社は、助成事業の進捗や成果が不十分である場合や、事業継続の妥当性が乏しい場合等について、必要に応じて助成事業者に対して事業の改善を要求することができる。
- 3 公社は、助成事業者が同条第1項及び第2項に規定する命令及び要求に従わないときは、助成事業者に対し助成事業の一時停止を命じることができる。
- 4 公社は、同条第1項及び第2項に規定する命令及び要求をもってしても、助成事業の遂行、又は事業目標の達成が困難であると判断した場合は、東京都と協議の上、第11条に規定する交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、公社は、既に交付を行った本助成金があるときは、当該助成事業者に対し、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を請求することができる。

#### (交付決定の取消し等)

第24条 公社は、助成事業者等が次のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取消し、又は必要に応じて条件を付すものとする。

- (1) 法令、本要綱又は法令もしくは本要綱に基づく公社、東京都及び事務局の処分もしくは指示に違反した場合
  - (2) 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき、又は使用しようとしたことが判明した場合
  - (3) 助成事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合
  - (4) 交付決定の後に生じた事情の変更等により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
  - (5) 本助成金を活用した事業に対する公社、国（独立行政法人等を含む。）、都道府県又は区市町村等が助成する他の制度（補助金及び委託金等）との重複受給等が判明した場合（ほかの制度と事業の成果及び助成対象経費が明確に区分できるものについては、この限りでない。）
  - (6) 第5条に規定する共同企業体としての要件を満たしていない事実が判明した場合
  - (7) 構成企業等の変更が助成事業に重大な影響を与える、又は当該変更が助成金の申請以前に行われていれば助成金の交付は認めなかったと公社が判断した場合
  - (8) 第22条で規定する中間審査の結果、助成事業を継続する妥当性がないと判断された場合
  - (9) 第23条で規定する改善命令を行った後も改善が見られず、進捗回復及び事業目標達成の見込みがないと公社が判断した場合
  - (10) 助成事業者又は助成事業に係る外注先の事業者その他助成事業の関係者が、東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）に規定する暴力団関係者であることが判明した場合
  - (11) 前各号に定めるほか、公社が助成事業として不適切と判断した場合
- 2 前項の規定は、第21条に規定する交付すべき助成金の額の確定後においても適用するものとする。
  - 3 公社は、第1項の規定により、交付決定を取消した場合は、速やかに当該助成事業者に取消しの内容及び付した条件を通知するものとする。
  - 4 公社は、第1項の規定により、交付決定を取消した場合、並びに、交付申請者の申請書等及び審査における報告内容に偽りがあった場合において、特に必要があると認めるときは、当該助成事業者の氏名又は名称及び取消しに係る事由の内容を公表することができるものとする。

#### （助成金の返還）

- 第25条 公社は、助成事業者に対し、第23条及び第24条の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該助成事業者に対し、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を請求することができる。
- 2 助成事業者は、前項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該助成金を公社に返還しなければならない。
  - 3 前項の規定は、次条第1項の規定による違約加算金及び第27条第1項の規定による延滞金を請求した場合に準用する。

#### （違約加算金）

- 第26条 公社は、第23条及び第24条の規定による取消しを行った場合において、助成事業者に対し前条第1項の規定により助成金の返還を請求したときは、当該助成事業者に対し、本助成金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、請求した額につき、年10.95パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求することができる。
- 2 助成事業者は、前項の規定による違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

(延滞金)

第27条 公社は、助成事業者に対し、第25条第1項の規定による本助成金の返還を請求した場合において、当該助成事業者が、公社が指定する期日までに返還すべき額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該助成事業者に対し、返還の期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求することができる。

2 助成事業者は、前項の規定による延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければならない。

(違約加算金及び延滞金の計算)

第28条 公社は、第26条第1項の規定により違約加算金を請求した場合において、助成事業者の納付した金額が第26条第1項にて請求した額に達するまでは、当該納付金額は第26条第1項にて請求した額に充てるものとする。

2 公社は、前条第1項の規定により延滞金を請求した場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付金額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

3 公社は、第26条第1項及び第27条第1項において請求した金額について、やむを得ない事情があると認めるときは、東京都と協議の上、免除又は減額することができる。

4 公社は、第26条第1項及び第27条第1項において請求する金額は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(相殺)

第29条 公社は、助成期間中に助成事業の実施に伴う収入、又は助成事業者が公社に支払うべき金銭債務があるときは、本要綱に基づいて助成事業者に支払うべき金額と当該債務等の対当額について相殺することができるものとする。

(助成事業の事業化報告)

第30条 助成事業者は、報告期間の各期が終了したときは、公社が別に定める様式による事業化報告書を作成して、助成事業の事業化の状況について、公社の別に定める期日までに公社に提出しなければならない。

2 助成事業者は、助成事業に基づいて獲得した知的財産権について、社会実装計画期間中に出席若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、事業化報告書にその旨を記載しなければならない。

3 助成事業者は、助成事業の事業化の状況について、知的財産権の取得状況等を含め、報告期間の満了後も、可能な限り公社からのヒアリングへの要請や情報の提供について協力するものとする。

(社会実装計画期間中における財産、知的財産権の管理)

第31条 助成事業者は、財産及び知的財産権について、その管理状況を明らかにし、かつ社会実装計画期間の間保存しなければならないものとする。また、助成事業が完了した後も助成金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

2 助成事業者は、財産及び知的財産権について、固定資産として計上するなど関係法令等に基づき適正な会計処理を行わなければならない。

(助成事業に係る知的財産権に関する内部規則の整備)

第32条 助成事業者は、助成事業者の役員又は従業員（以下「従業員等」という。）が助成事業の成

果に係る国内外における知的財産権につき、従業員等から助成事業者に帰属させる旨の契約を本契約の締結後速やかにその従業員等と締結し、又はその旨を規定する内部規則を定めなければならない。ただし、助成事業者が知的財産権を従業員等から助成事業者に帰属させる旨の契約を助成事業者の従業員等と既に締結し、又はその旨を規定する内部規則を定めており、これらを助成事業に適用できる場合は、この限りでない。

(社会実装計画期間中における財産、知的財産権の処分)

第33条 助成事業者は、財産（取得価格又は増加価格が税抜50万円以上のものに限る。）及び知的財産権について、社会実装計画期間が完了する日までに処分（目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保に供すること及び廃棄をいう。以下同じ。）しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第15号）を公社に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間を経過した財産（研究開発物は除く。）については、この限りでない。公社は、申請内容が適切であると認めるときは、取得財産等処分承認通知書（様式第16号）によりこれを承認する。

- 2 公社は、前項の承認をした助成事業者に対し、当該承認に係る財産及び知的財産権を処分したときは、助成金に相当する額を限度としてその収入を公社に納付させることができる。なお、当該処分に係る公社への納付額は、処分時の収入額及び同対象物の取得価額に対し定額法で定める償却率と残償却年数を乗じた額を考慮し、助成事業者と協議の上、公社が定める。
- 3 助成事業者が、事業目標の達成に資する取組の一環として第1項に規定する処分を行おうとするときは、財産等転用申請書（様式第17号）を公社に提出し、その承認を受けなければならない。公社は、申請内容が適切であると認めるときは、財産等転用承認通知書（様式第18号）によりこれを承認する。この場合、公社は、承認をした助成事業者に対し、第2項の納付を免除する場合がある。

(収益納付)

第33条 公社は、社会実装計画期間中に、本助成金によって調達した原材料・副資材等の売上、又は設備を用いて生産された財、提供されたサービスによる収益が生じたとき認めるときは、当該助成事業者に対し、助成金に相当する額を限度として、その収益を公社に納付させることができる。

- 2 前項において、助成事業者が、助成事業に係る追加的支出を計上し、当該支出が事業目標の達成に資する内容であると公社が判断した場合、追加支出分に相当する額の収益の納付を免除することができる。
- 3 本条第1項及び第2項の定めは、知的財産権への実施権の設定及び他への供与により相当の収益が生じた場合においても同様の扱いとする。

(助成事業の広報等)

第34条 公社及び東京都は、助成事業者の名称及び助成事業のテーマ等について公表できるものとする。

- 2 公社及び東京都は、助成事業の内容や進捗、成果等について、助成事業者から提出された報告等の全部又は一部のうち、情報を広く公開することが第2条に定める本助成金の交付目的等に合致すると判断できる場合、助成事業者と協議の上、それを公表することができるものとする。この場合、助成事業者は可能な限り公社及び東京都の活動に協力するものとする。
- 3 公社及び東京都は、助成事業の内容や進捗、成果等について、助成事業者と協議の上、発表させることができるものとする。この場合、助成事業者は可能な限り公社及び東京都の活動に協力するものとする。
- 4 助成事業者が、助成事業の内容や進捗、成果等について公表しようとするときは、事前に公社に

対し別途定める方法により報告を行うものとする。またその場合、特段の理由がある場合を除き、本助成金を活用した結果得られたものであることを明示することとする。

(情報管理及び秘密保持)

第35条 助成事業者は、助成事業の実施に際し知り得た公社及び東京都、第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

(情報セキュリティの確保)

第36条 助成事業者は、助成事業で知り得た一切の情報について、秘密の保持に留意し、漏えい等防止の責任を負う。また、公社が別に定める事項について遵守するものとする。

(損害賠償責任)

第37条 公社及び東京都は、助成事業に関して助成事業者又は第三者が被った損害について、公社又は東京都の責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任を負わないものとする。

- 2 助成事業の実施にあたり、助成事業者が公社、東京都又は第三者に損害を与えたときは、助成事業者は与えた損害を賠償する責を負う。
- 3 前項の場合において、助成事業者が損害を与えた第三者の求めに応じ、公社又は東京都が助成事業者に代わってその損害を賠償した時は、助成事業者は、公社又は東京都が賠償した金額及び賠償に伴い発生した費用を、公社又は東京都に賠償する責を負う。
- 4 助成事業における進捗管理上の指示や関与及び第23条に規定する改善命令は、本条第1項における公社又は東京都の責めに帰すべき事由に該当しないものとする。

(不可抗力)

第38条 公社及び助成事業者は、天災その他の不可抗力により助成事業の全部又は一部の履行が不能になった場合、相手方との協議の上、助成事業又は交付決定の内容の全部又は一部を変更、中止もしくは取消すことができる。

(危険負担等)

第39条 前条の規定によって助成事業又は交付決定の内容の全部又は一部が変更、中止若しくは取消された場合において、既に交付された助成金があるときは、その扱いについて公社と助成事業者は誠意をもって協議の上、対応を定めるものとする。

(準拠法令、基準時間、使用言語及び合意管轄)

第40条 助成事業における準拠法令、基準時間、使用言語は本条に規定するところによる。

- (1) 本要綱及び要綱で定められた文書、書類、報告書及び助成事業に係る通知等の成立、解釈及び効力は、日本国で効力を有する法令に準拠するものとする。
- (2) 本要綱及び要綱で定められた文書、書類、報告書及び助成事業に係る通知等に定めのある期間の始期及び終期は、日本標準時間による。
- (3) 本助成金の交付において用いる言語は日本語とし、受託事業者から公社へ行う報告等についても同様とする。ただし助成事業者が他国の言語の使用を求める場合は、公社が認める場合においてはその限りではない。
- (4) 助成事業に関して公社又は東京都と助成事業者の間でなんらかの紛争が生じ、協議をもっても円満に解決できない場合については、日本国の法律に準拠して対応するとともに、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

第41条 公社及び助成事業者は、社会実装計画期間が終了し、又は第17条の規定による中止、第24条の規定による取消しの場合であっても、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。

(1) 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの。

第13条から第20条、第24条、第26条から第32条、第34条、第37条、第39条、第40条第1項第4号

(2) 社会実装計画期間の終了、中止した日又は取消しした事業年度の終了日の翌日から1年間効力を有するもの。

第30条第3項

附則（令和4年12月12日付4都環公地温第2296号）

この要綱は、令和4年12月12日から施行する。

附則（令和5年6月14日付5都環公地温第1073号）

この要綱は、令和5年6月14日から施行する。

附則（令和6年5月20日付6都環公地温第1282号）

この要綱は、令和6年5月20日から施行する。

附則（令和7年6月13日付7都環公地温第2149号）

この要綱は、令和7年6月13日から施行する。

## 別紙1（第5条関係）

### 新エネルギー推進に係る技術開発支援事業助成金に係る助成要件等

#### 【共同企業体の要件】

共同企業体には、東京都内で実質的に事業を行う大企業と東京都内で実質的に事業を行う中小企業者をそれぞれ1者以上含めなければならない。「東京都内で実質的に事業を行っていること。」とは、都内所在を証するために申請書に添付する登記簿謄本に記載された所在地において、単に事務所や事業所である建物があることだけではなく、客観的にみて都内に根付く形で事業活動が行われていることをいい、申請書類、ホームページ、看板や表札、電話連絡時の状況、事業実態や従業員の雇用状況等から公社が総合的に判断するものとする。

#### 【構成企業及び協力企業の要件】

- 1 事業税等を滞納（分納）していないこと。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により国税・地方税の徴収（納税）猶予を受けている場合は、徴収（納税）猶予許可通知書の写し等を提出すること。
- 2 東京都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと。
- 3 過去に公社、国、都道府県又は区市町村等から助成を受け、不正等の事故を起こしていないこと。
- 4 民事再生法又は会社更生法による申立て等、助成事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと。
- 5 助成事業の実施に当たって必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること。
- 6 「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条に規定する風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、支援の対象として社会通念上適切でないと判断される業態を営むものではないこと。その他、連鎖販売取引業、ネガティブ・オプション（送り付け商法）、催眠商法、靈感商法など公的資金の助成先として適切でないと判断する業態を営むものではないこと（ただし、本助成金事業の趣旨や東京都の政策・方針に照らし、申請された事業への助成が妥当であると公社が判断したものを除く。）。
- 7 東京都の政策・方針にそぐわないと判断されるものではないこと。
- 8 その他、公社が公的資金の助成先として適切でないと判断されるものではないこと。

別紙2（第6条関係）

新エネルギー推進に係る技術開発支援事業助成金に係る助成対象経費

経費項目	内 容
原材料・副資材費	成果物の構成部分や、研究開発等に直接使用、又は消費される原料、材料及び副資材の購入に要する経費
設備費	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 当該研究開発等の実施に直接使用するプラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事、また、それらに付帯する電気工事等に要する経費</li> <li>(2) 当該研究開発等の実施に直接使用する機械装置・工具器具のリース、レンタル、購入、据付に要する経費</li> <li>(3) 助成事業の開始前に事業者にて保有しているプラント・装置等の改造（主として機能を高め、又は耐久性を増すための資本的支出）、修理（主として、原状を回復する場合）の工事等に要する経費</li> <li>(4) 上記の機械装置・工具器具、プラント・装置等に関する保守に必要な経費</li> <li>(5) 事業の実施に直接必要な法定点検、定期点検及び日常のメンテナンス等に要した経費</li> </ul>
外注・委託費	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 自社で直接実施することが困難、又は適当でないものについて、外部の事業者等（大学・試験研究機関を含む。）へ委託する場合に要する経費</li> <li>(2) 共同研究に要する経費 自社以外の事業者、大学、試験研究機関等との共同研究を実施する場合に要する経費</li> <li>(3) 専門家指導の受け入れに要する経費外部（専門家）から指導・助言を受けたり、外部（専門家）に相談したりする場合に要する経費</li> <li>(4) 試作品等の運搬委託に要する経費 自社内で不可能な実証データの取得や実証を行うために、必要な機械装置等を試験実施場所や実証場所等へ輸送する場合に要する経費</li> <li>(5) ニーズ調査に要する経費 本事業の対象となる技術や製品等に係るニーズを把握するために委託・外注により行う調査・分析に要する経費</li> <li>(6) 規格等の認証、登録に要する経費 成果物の事業化に必要不可欠な規格、認証の取得に要する経費</li> <li>(7) 大学等の技術を移転するための技術指導料等に要する経費</li> <li>(8) 取材や面談等において、外注・委託により行う翻訳・通訳や速記に要する経費</li> <li>(9) 事業のマーケティングに係る費用</li> </ul>
人件費	<p>研究開発等に従事した主な社員・役員の人件費</p> <p>※ 助成対象時間数は、1人につき1日8時間、年間1,800時間を限度とする。</p> <p>※ 各従業者の当月助成対象経費算定額（時間給×当月従事時間）が当月給与総支給額を超える場合は、当月給与総支給額を上限とする。</p>

不動産賃借料	助成事業の実施に必要な事務所、施設等を新たに借りる場合に要する経費
知的財産権 関係費	(1) 成果物の特許・実用新案等の出願に要する経費 (2) 特許・実用新案等（出願、登録、公告され存続しているもの）を他者から譲渡又は実施許諾（ライセンス料含む。）を受けるために要する経費
その他諸経費	他のいずれの区分にも属さないが、事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであり、公社が必要と認めた経費